

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合

(第1回～第5回)

議事概要

第1回(6月11日)	
(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化	2
第2回(6月26日)	
(1) 政府統計共同利用システムの活用及びオンライン調査の推進	5
<政府統計共同利用システムの活用>	5
<オンライン調査の推進>	6
(2) 行政記録情報等の活用	7
第3回(7月9日)	
(1) オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供	9
i) 調査票情報の提供	9
ii) 匿名データの課題	10
iii) オーダーメード集計の課題	11
(2) 統計データ・アーカイブの整備	12
第4回(7月23日)	
(1) 統計に対する国民の理解の促進	15
i) 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	15
ii) 国民・企業への広報・啓発活動の充実	16
iii) 非協力者への対処方針	17
(2) 統計ニーズの継続的な把握・活用(緊急ニーズ)	18
第5回(8月19日)	
(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用	21
(2) 統計リソースの確保及び有効活用	22
i) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用	22
ii) 既存統計の見直し・効率化	23
iii) 「地方公共団体を経由する必要がある調査の精査、見直し」等	23
iv) 「統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直し」等	24
v) 総務省統計研修所の研修機能充実について	25
(3) 民間事業者の活用	26

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第1回）議事概要

1 日 時 平成25年6月11日（火）10:00～12:00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

廣松委員（座長）、竹原委員、椿委員、樋口委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官ほか

4 議事次第

- (1) 第3ワーキンググループの検討の進め方について
- (2) 統計の評価を通じた見直し・効率化について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 第3ワーキンググループの検討の進め方について

＜審議の進め方について＞

事務局から、参考1に基づき、平成24年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方について、参考2に基づき、平成24年度統計法施行状況審議における共通的な視点等について、参考3に基づき、基本計画部会ワーキンググループの運営について、それぞれ説明が行われた。

＜ワーキンググループの審議体制について＞

廣松座長から椿委員が座長代理に指名され、了承された。タスクフォースについては、審議の状況を踏まえつつ、必要に応じて設置することとされた。審議協力者の選定については、座長が座長代理と相談して決定することとされた。

＜審議の具体的な進め方について＞

事務局から、資料1に基づき、基本計画部会第3ワーキンググループの審議スケジュールについて、資料2に基づき、平成24年度統計法施行状況報告における各府

省の取組の概要、審議の際に留意すべきであると考えられる事項等について、それぞれ説明が行われ、了承された。主な意見等は、次のとおり。

- ・ 行政記録情報を活用した集計からは有用な情報が得られると考えられるが、外部からそれらを利用できるのか。
 - 現在、政府でＩＴ化の推進の検討が進められている。その中で行政記録のオープンデータ化も課題となっており、次回の行政記録情報の審議の際に、その政府の取組も含め情報提供することとしたい。
- ・ 行政記録情報については、オープンデータ化に関する提言等も踏まえて議論する必要がある一方、データ提供の際には、個別の対象が識別されないことが必要であり、できることとできないことを明確に分けて議論する必要がある。
- ・ 各府省のリソースが減少する中で、調査の精度を保つために、個別の府省に助言等を行うことも重要と考えられる。そのような仕組みが可能かどうかも検討していただきたい。
- ・ 二次的利用については、現状では主に研究者が利用しているが、その範囲を企業や個人にも広げるのかについても検討していただきたい。

（2）統計の評価を通じた見直し・効率化について

事務局から、平成24年度統計法施行状況報告における「統計の評価を通じた見直し・効率化」の概要について、説明が行われた。また、総務省政策統括官室から、「公的統計の品質保証ガイドライン」の概要について、総務省統計局、厚生労働省及び経済産業省から、平成24年度におけるガイドラインを踏まえた取組に関する補足説明がそれぞれ行われた。内閣府については、平成24年度統計法施行状況報告に記載はない旨の指摘がなされたのに対し、今年度中に計画を策定すべく検討しているとの説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

＜平成24年度におけるガイドラインを踏まえた取組について＞

- ・ 品質評価の取組については、各府省で差が見られるが、一定の方向に向けて進められている点は評価できる。今後、自己評価の結果を課題の抽出等にどうつなげていくかが重要になってくる。
- ・ 今回報告されている各府省の取組の中で進んでいる部分を参考にして、今後も引き続き取り組んでいただきたい。
- ・ 品質保証に関するガイドラインについて、その内容をより具体的なものにしていくことについても検討する必要がある。

＜「統計・データの質マネジメント研究会」における研究について＞

権委員から、統計委員会の要請を受けて進められた日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」における研究について、説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・ 研究会の成果も念頭に置いて、今後の品質評価の取組に関する検討をしていただきたい。
- ・ 統計の作成プロセス全体を客観的に評価することで、どの部分に課題があるのかが把握できる。統計行政全体としてこれに取り組んでほしい。また、民間事業者への委託時の課題に関して、品質の観点から明確にすることが重要である。
- ・ 國際的にみて、ISO20252を公的統計に適用している事例はあるのか。
- 東欧の国で、そのような事例があったと思う。また、イギリスでは、消費者物価指数の作成プロセスがISO9001の対象となっているようである。

＜標本設計、非標本誤差の評価等について＞

事務局から、統計の評価を通じた見直し・効率化に関連して、資料1に基づき、統計委員会等における、標本設計、非標本誤差の評価等に関する委員の意見について、説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・ 統計の品質を1次統計の精度として狭義に捉えたのでは不十分で、2次統計の精度にどう影響するのかを踏まえて考えるべきである。
- ・ 我が国の集計においては、平均値が重視されてきたが、例えば不偏なものの中でもより精度の高い推定方法を用いることで、精度を安定させることができると考えられる。また、外れ値については、それらを除くよりも、ウェイトを調整して集計に用いる方が母平均等の推定精度が向上する場合もある。さらに一部の統計では、傾向スコアによる欠測値補完の研究も行われているようである。このような理論的な面についても、検討する必要がある。統計学的に妥当な方法を取り入れることで、1次統計と2次統計の精度の向上にもつながる。
- ・ これまで集計の際に欠測値の補完等に関しては慎重な態度がとられてきたが、調査環境が悪化する中で、単純な集計では処理できない場合もあり、その点を検討していくことも必要である。それに応じて2次統計の作成方法についても統計技術的な観点から検討することが、精度の面でも重要であると考えられる。
- ・ 1次統計と2次統計の関係については、国会でも指摘があったところである。そのような個別の府省での対応が難しい問題に関する助言等をどこが行うのかということも、重要な点である。
- ・ 統計の品質保証とは、統計が長期間見直されることもなく、漫然と作成・提供されることを防ぎ、また、利用者に対して十分な情報提供を行うことにより、利用の促進を図ろうとする取組であると理解する。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・ 平成24年度法施行状況報告における統計の評価を通じた見直し・効率化に関する項目の評価については、統計の有用性、信頼性及び透明性の確保のための取組が進められており、実施済、継続実施等の評価は妥当と整理したい。

- ・ しかしながら、品質表示については一定の取組が進められているものの、更なる充実が必要である。品質評価については、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。このため、次期基本計画では、各府省における取組のベストプラクティスの共有を促進することや自己評価結果とその結果に伴う統計の見直し結果を公表するなど、更なる取組の推進及び徹底を図る必要がある。
- ・ 統計の品質保証の取組にプロセス面を加えていくことは、現在の統計の品質保証の取組を強化し、統計の品質の向上及び透明性の確保を高めるものであり、次期基本計画では、日本品質管理学会の研究の成果も活用し、統計のプロセス保証の導入について検討を開始することについて提言したい。
- ・ 欠測、非対称等推計方法の見直し等の技術的課題については、検討方法、検討の場、統計委員会の関わり方等の、考慮すべき点が多くあり、また、今後の統計委員会の機能・部会運営に関連する部分もあることから、基本計画部会において検討をしていただくこととしたい。

(3) その他

次の会合は6月26日（水）16時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第2回）議事概要

1 日 時 平成25年6月26日（水）16:00～18:15

2 場 所 中央合同庁舎第4号館4階 共用第4特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

廣松委員（座長）、縣委員、竹原委員、椿委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省、国税庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官ほか

4 議事次第

- (1) 政府統計共同利用システムの活用及びオンライン調査の推進
- (2) 行政記録情報等の活用
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 政府統計共同利用システムの活用及びオンライン調査の推進

＜政府統計共同利用システムの活用＞

事務局から、平成24年度統計法施行状況報告における「政府統計共同利用システムの活用」の概要について説明を行った。また、総務省統計局から最適化計画に基づく取組及び統計におけるオープンデータの高度化等について、総務省政策統括官室から最近決定された政策方針における統計関係の記述について、それぞれ説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・e-Statの機能充実という意味からは、データベースへのデータ登録は重要だが、登録データ数は増えているのか。
- 登録にはデータ変換作業等のリソースが必要であり、中々進んでいないのが実情。各府省の協力が不可欠。
- ・一般の検索サイトにおいても相当の情報を検索できる状況にあって、政府が複数のポータルサイトを整備する必要はあるのか。
- 既存の検索サイトで検索できないデータもあり、そのようなものをポータルサイトにより積極的に公表する必要がある。

→統計分野では先行してポータルサイトによる取組を行っており、既に整備されている、あるいは整備予定の政府のポータルサイト等とは調整していきたい。

- ・最近、様々なIT関連の政策方針等が進められているが、統計の分野ではe-Statが先行して取り組んでおり、これを手本に既存の検索サイトでは検索できないような情報についても、「世界最先端IT国家創造宣言」の工程表の中で努力していただきたい。
- ・e-Statの利用者にとっての使い勝手のよさという意味で、操作の簡素化や検索速度の向上等の工夫は重要であり、引き続き検討していただきたい。e-StatのAPI機能はまだ試行段階であるが、多くの利用が行われることを期待したい。
- ・オンデマンド集計については、利用者側で公表集計表以外の統計表を作成できるようになれば、データ提供側の負担軽減にもなるので、様々な技術的研究をしていただき、利用者にとって利便性の高いものにしていただきたい。
- ・e-Statへのアクセスについては、ユーザの属性やアクセス数の増減のみならず、どの程度満足度が向上したのかについても把握し、具体的に示すべきである。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・統計データの情報共有や国民への提供については、登録・利用件数が着実に増加しているほか、検索機能の向上やAPI機能の追加による利用環境の高度化を進めるなど、基本計画に沿った取り組みが推進されていることは評価する。
- ・政府内で検討されているIT戦略の中で、統計分野のシステムが先行しており、既に整備されている他のサイトとの整理や調整が必要と考える。
- ・次期基本計画においても、国民にとって有用なデータの適時な提供等を更に推進する観点から、i) 各府省の協力を得つつ統計情報データベース登録作業事務の簡素化、ii) 情報提供機能の改善・利便性向上等の方策を引き続き進めることが必要である。その際、利用者の満足度などを把握し、機能改善に活用することも検討が必要である。

＜オンライン調査の推進＞

事務局から、オンライン調査の実施率等について説明を行った。また、総務省統計局から、オンライン調査の促進への対応について説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・国勢調査等、一部の調査でオンライン調査が実施されたが、回答率はそれほど高くはなかった。オンライン調査では回答のチェック機能があるものの、不明な部分は調査対象に確認する必要があり、必ずしも実査負担の軽減につながらなかった。
- ・オンライン調査を推進するのであれば、各府省の実情に合わせて、目安としての目標数値を設定する必要があるのではないか。やむ得ない事情があり、目標をクリアできなければそれは仕方ない。

- ・調査によって特性が異なり、オンライン調査がなじむものとそうでないものがある。目標数値の設定についてはそのような特性を考慮する必要がある。
- ・各調査にはそれぞれの事情があることを前提としながら、推進していくことが必要と考える。また、オンライン調査の目的は、コスト削減ではなく統計の質の向上であり、この点を正面に据えて推進していくことが必要ではないか。
- ・オンライン調査の回答率だけでなく、導入率を上げることも必要ではないか。現状では、オンライン導入率が増加しているとは言い難い。
- ・年度単位でみると実施する調査数自体も変動しており、また、調査の規模も日々となっていることから、単純に回答率・導入率で比較することも困難な状況であり、悩ましいところである。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・オンライン調査の推進は、ソフト開発などの初期投資コストやランニングコストなどが必要という側面もあるものの、情報通信環境の進展という社会情勢の変化や、報告者負担の軽減、効率的かつ正確な統計作成という観点からみて、次期基本計画における重要な事項と考える。
- ・また、オンライン調査については、オンライン化が有効と思われる調査から、重点的に導入を推進するとともに、その際にオンライン化により発生するコストを勘案した対応が必要である。

(2) 行政記録情報等の活用

事務局から、平成24年度統計法施行状況報告における「行政記録情報の活用」の概要について説明を行った。また、国税庁及び経済産業省から、オーダーメード集計形態による税務データの活用の具体的取組に関する補足説明が行われた。さらに、総務省政策統括官室から、行政記録等の統計調査への活用に係る実態調査について、説明があった。主な意見等は、次のとおり。

- ・マイナンバー法案が今後、行政記録の活用に与える影響について、まとめていただきたい。
- ・国税庁と経済産業省とで検討が進んでいるということは、大きな進歩であると思う。税務データと調査における売上高等の概念が異なるので集計は難しいかもしれないが、推計は可能かもしれない。その検討もしていただきたい。
- ・提供データには金額も含まれているのか。
→集計した金額数値が含まれている。名簿は提供していない。
- ・税務データを用いた検証結果をどのように活用するのか。
→把握の単位が一致する個人事業所の比較や、地域ごとの精度の違いの把握等の可能性があるが、データを見ないとわからない部分もあり、内容をよく吟味したい。
- ・意味のある、将来性のある検証作業であると思う。また、地域や業種を限定した

上で今後提供範囲を広げること、各府省への税務情報のオーダーメード集計を積極的に提供していただくことの協力をお願いしたい。

- ・類似の調査を何度も行うことによる国民の負担は無視できないので、例えば税務の情報などを利用して、調査事項を最低限にするなどの原則が確立しないと進展しない。国民の立場から考えれば、類似の調査を避け、必要最小限にしていくか検討していく必要がある。しかしながら、実態として困難な面があることは理解するが、それでもなお最大限の活用をするということを、どこかで示す必要がある。統計の作成プロセスの質の向上に行政記録情報の活用の取組が求められている。
- ・現行の法律を前提にした場合に、行政記録の利用がかえって非効率になる場合があることに留意する必要がある。
- ・調査員の高齢化が進む中で、行政記録が利用できれば、調査の負担が軽減できると考えられる。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・オーダーメード集計形態の税務データの活用については、昨年度の施行状況報告審議で指摘された課題に対して、取組を行っているものの、検証作業中であり、その検証結果の報告を受ける必要がある。また、検証結果によっては、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完等への活用の早期実現に資することもあることから、次期基本計画においても、引き続き、取組を行うことを求めてこととしたい。
- ・現行基本計画の別表の「行政記録情報等の調査の原則化」、「保有機関における集計の活用」、「行政記録情報等の活用に関する環境整備」の事項については、更なる取組の推進を図る意味から継続実施と評価する。次期基本計画においても、引き続き、取組の推進を図る必要がある。なお、政府が保有する行政記録情報等のオープン化の推進のために、例えば、総務省政策統括官室が実施している実態調査の継続・充実を図ることも必要である。
- ・次期基本計画においては、行政記録情報等の推進に対する課題を整理し、その課題についての検討に取り組む必要がある。

(3) その他

次回の会合は7月9日（火）10時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第3回）議事概要

1 日 時 平成25年7月9日（火）10:00～12:10

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

廣松委員（座長）、縣委員、竹原委員、椿委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官ほか

4 議事次第

- (1) オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供
- (2) 統計データ・アーカイブの整備
- (3) その他

5 議事概要

- (1) オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供

事務局から、資料1及び参考1に基づき、施行状況報告の概要等について、総務省政策統括官室から資料2に基づき統計データの二次的利用について、それぞれ説明が行われた。

i) 調査票情報の提供について、主な意見等は、次のとおり。

- ・統計の二次的利用を議論するときの重要な点は、調査票情報の秘匿性の向上を図りつつ、統計データの有用性を保つこととの兼ね合いである。オンサイト施設の利用やプログラム集計送付の方法で個人情報の秘匿性が高まることが期待されるが、その際は統計データの有用性を保つ工夫も必要となる。
- ・オンサイト施設の設置は、情報管理者を置くことなどから施設側の費用面も含めた負担が大きい。参照不可能型のプログラム送付集計方法は、利用者の手間はかかるものの、施設側の負担が少なく、多くの施設設置が見込まれる可能性がある。ただし、その円滑な導入のためには、テストデータや政府データのメタデータが簡潔かつ十分な形で準備されていることも必要。
- ・統計情報の秘匿性の向上を図りつつ、データの有用性を保つことは必ずしも容易ではない。現在の調査票情報の直接提供は利用者の利便性が高い利用形態であるはあるが、個人情報の秘匿性という点で危うい点もある。しかし、現在の利用形態の急な変更にも困難が伴うので、次善の策としてオンサイト利用やプログラム

送付型をどのような形で運用していくかが重要であり、将来を見据えて計画的に対応することが望ましい。

ii) 匿名データの課題について、主な意見等は、次のとおり。

- ・匿名化の程度については、名前と住所を匿名にする「外形的匿名化」、コストがかかりすぎることから利用者が匿名化を外す努力を諦める「実質的匿名化」、利用者が匿名化を外せない「絶対的匿名化」の三種類あるが、今後、匿名データの種類や年次を追加する上で、どのように匿名化の度合いで設定していくのかが問題になる。

また、プログラム送付集計に使用するテストデータと匿名データには関係性がないのか。絶対的匿名化がされた匿名データが作成されていれば、テストデータとして使用できるのではないか。

→秘匿措置をどこまで行うかは、データの有用性の確保とのバランスの考えることが必要。基幹統計調査に係る匿名データは統計委員会の匿名データ部会でご議論いただいた上で、「実質的匿名化」相当のデータになっている。一方、絶対的な匿名化については実施している国としていない国があり、使用目的としては大学の教育用として使われることが一般的であると思う。プログラム送付集計のテストデータとして使用することについては、データのレイアウトが調査票情報とは異なることなどがあり、今後の検討が必要である。

- ・現在、匿名データの利用に当たっては他の統計調査とのリンクエージは認められていない。他の調査とのリンクエージを認めることについては、個人情報保護の関係から慎重に考える必要がある。
- ・オープンデータの利用拡大によって、リンクエージを防ぐことが困難になり、個人情報保護に抵触するケースが出てくるかもしれない。
- ・匿名データの年次や種類を追加する上で、何か課題等はないか。
- ・国民生活基礎調査の匿名データについて、年次拡大を進めているが、有識者にご協力をいただき、匿名データを作成した当初に統計委員会から示された「今後の課題」の検討も進めている。匿名化技法について検討を行っているが、匿名データ利用を促進しつつ、利用者ニーズを把握したうえで年次拡大を進める必要があるとご指摘をいただいている。
- ・農林業センサスについて匿名データ化を検討しているが、利用者のニーズを考えたときに、2005年調査と2010年調査の構造変化を分析できるように提供することが適切だと考えている。農業事業者は他産業よりも特定されやすいので匿名化が難しいことや、調査実施後5年の期間を置くこともあり、有識者の意見を聴きながら慎重に検討を進めたい。
- ・世帯対象の調査と比べると、事業所対象の調査は既存の有価証券報告書などの外部のデータによって匿名化が破られる危険性が高いと考えている。
- ・オーダーメード集計については、去年よりも受付期間や提供対象年次を拡充している。
- ・オーダーメード集計については、対象調査の拡大を続けており、これからも対象年次を拡大していきたい。匿名データについては、事業所のデータは扱い方が難

しいが、世帯対象の調査では、当方としても、これまでの匿名化の実績の蓄積があると考えている。匿名データの年次追加に当たり、現在は調査事項を一つ追加した場合でも統計委員会で審議する必要があるが、例えば、ガイドラインを諮詢して、その答申に則っている限り包括的に匿名化が認められるとするならば、より迅速にデータが追加されるようになるのではないか。

→匿名データを作成するときは、統計法第35条第2項によって、統計委員会の諮詢、答申が必要になっているが、単なる年次追加など調査内容が既に統計委員会に諮詢した内容とほぼ同じものとみなすことが出来る場合においても、改めて諮詢を必要とする趣旨ではなく、運用上も調査事項を一つ変えるだけで、必ずしも諮詢、答申を要するものではない。

- ・ 賒問・答申が不要とされる、すなわち軽微の案件として処理する判断基準を具体的に設けることはできないか。
 - ・ 必要性を感じるが、各調査毎の判断基準が異なるため、予めガイドライン等で標準的な基準を作成することは困難と思われる。
 - ・ 統計委員会匿名データ部会において、諮詢された調査に係る判断基準を策定し、以後は判断基準に基づいた調査事項を形式的にチェックするという方法を採れば、諮詢の要否の判断が容易になると考える。
 - ・ 今後、蓄積を図りながら、検討していくことが必要かと考える。また、年次を追加する上で、ガイドラインで挙げられている例では、調査実施後5年の期間を置くことになっているが、この点についてご意見を伺いたい。
- 調査実施の際、客体に対し、調査結果の匿名データ化は一定程度期間が経過してから実施することを説明する必要が生じることから、調査一回分の期間は空けることが必要と考える。一回分の期間はインターバルとして開けることが必要と考える。
- 世帯対象の調査では年齢や家族構成などプライバシーに関わるものが多く、5年間の基準は守っていただきたい。
- 調査客体との信頼関係を考慮すると、5年間の期間を空けることは必要である。

iii) オーダーメード集計の課題について、主な意見等は、次のとおり。

- ・ オーダーメード集計の提供範囲については、オープンデータ化の推進の議論も行われている中で、その拡大についても検討する必要があるのではないか。どこまで利用制限をかけるのかが問題となる。
- ・ 一般企業、一般個人にとって、オーダーメード集計の利便性や汎用性が確保されていることが重要であり、一般企業や個人のニーズを確実に把握した上で対象調査の拡大が必要である。
- ・ 調査回答者がオーダーメード集計を利用できるということが、提供範囲の拡大の基準になるのではないか。ただし、サンプリング調査の場合は回答者が限られることから、調査対象外となつたためにオーダーメード集計を利用できないという企業等が発生してしまう。これを回避する一つの方法として、調査設計時に調査への回答を志願する企業等に対してはオーダーメード集計を提供できるような方法も考えられる。

- ・統計調査に協力しない企業や個人がオーダーメード集計を利用することを認めるべきかどうかについては議論になるところである。こうしたフリーライダーの申請は認めないことが基本になると考える。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供については、秘密の保護に配慮しつつ、新統計法下の新たな取組が進められているものと評価したい。
- ・次期基本計画においては、セキュリティレベルやデータの匿名性の程度に応じた利用形態ごとの特性を勘案し、統計データの二次的利用についての更なる取組を進める必要がある。
 - i) 調査票情報の提供については、セキュリティの確保を図った上で、オンサイト施設の利用を促進するとともに、プログラム送付型集計・分析用のシステム開発、技術的整備を早急に行い、実用化に向けた検討を進めていく。
 - ii) 匿名データについては、利用者のニーズや匿名化と有用性の確保を留意しつつ、提供するデータの種類や年次の追加を進めていく。また、年次追加に伴う委員会審議についても、効率化を進める必要がある。
 - iii) オーダーメード集計については、法的な整理等も含め、利用制限の緩和についての検討を行う。また、オーダーメード集計の調査種類及び年次の拡大するにあたっても、利用者ニーズを確実に把握する必要がある。
- ・上記の取組に当たっては、利用に際しての申出・審査の可能な限り事務の効率化、簡素化を図る必要があるのではないか。また、新たな利用形態の追加や既存の利用形態の拡充、利用条件の変更を行う上で発生するコスト等については、利用料金等への反映も含めて検討していく必要があるのではないか。
- ・なお、統計調査に非協力的な企業等からのオーダーメード集計等の利用申請については、いわゆるフリーライダーの防止の観点から、原則として認めない方向とすることなどを検討してはどうか。

なお、平成 25 年 6 月 27 日に開催された基本計画部会において、「事業所母集団データベース」に記録されている情報の二次的利用の可能性について議論が行われたことから、第 3 WG としても考え方を整理するため、総務省政策統括官室より事業所母集団データベースの概要について説明が行われた。説明後、座長より、事業所母集団データベースの本格的運用は今年の 1 月から開始されたばかりであるため、現在はデータの整備に注力すべきであり、二次的利用については将来の課題として位置づけてはどうか、という発言があった。

(2) 統計データ・アーカイブの整備

事務局から、資料 1 に基づき、施行状況報告の概要等について、総務省政策統括官室から、資料 2 に基づき統計データ・アーカイブについて、それぞれ説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・統計データの二次的利用が進展した際の課題として、一般ユーザーがアクセス可能な範囲を決める必要があるのではないか。行政が使うものと、一般が使うもののア

クセス範囲に差異はあるか。

→アクセス範囲は異なってくるものと考えている。

・統計データ・アーカイブにおいて保管される「調査票原票」とは、調査で回収した紙媒体なのか。もしくは、個人情報を残して、又は削除してデータ化したものなのかな。

→調査票原票は、紙媒体に加え、個人情報を残してデータ化したものも含むと考える。

しかし、統計データ・アーカイブにおいて二次的利用のために保存する調査票情報は、調査票原票から個人情報が削除されたものになると考える。

・統計データ・アーカイブについては、歴史的な資料としての調査票原票の利用に関するものと、データの二次的利用を目的とするものと論点を二つに分ける必要がある。

→統計データ・アーカイブの論点はどの部分であるかについて、本WGにおいて整理する必要があると考える。

・「統計データ・アーカイブ」という名称では、収録データの二次的利用に焦点を当てていることが分かり辛いので、名称を変更することも検討してはどうか。

【廣松座長による取りまとめ】

・統計データ・アーカイブの整備については、論点の絞り込み等を行っている段階であり、現行の計画期間内に結論を得ることが難しいが、次期基本計画中に結論を得たいとしていることから、引き続き、取組を行うことを求める。

その際、統計データ・アーカイブは統計データの二次的利用を目的とし、対象範囲を調査票原票を除いた調査票情報等に限定するとともに、調査票情報等を活用する上で必要なメタデータの整備を拡充する方向で検討を進めることとしてはどうか。

なお、「統計データ・アーカイブ」という名称については、アーカイブに収録されている統計データを二次的に利用に焦点を当てていることが分かり辛いため、名称の変更を含めて今後の検討を行っていってはどうか。

・また、現行基本計画の別表の「調査票情報の保管方法」の項目については、適切に対応しており、評価することとし、次期基本計画においても、引き続き、継続的な取組を図る必要がある。

(3) その他

・前回の会議において、社会保障・税番号制度の概要等について説明してほしいという委員からのご意見を受けて、総務省政策統括官室が説明を行った。

・次回の会合は、7月23日（火）の10時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第4回）議事概要

1 日 時 平成25年7月23日（火）10:00～12:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

廣松委員（座長）、縣委員、竹原委員、椿委員

【審議協力者】

東京学芸大学 西村圭一准教授、宮城県震災復興・企画部 山内憲幸統計課長

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官ほか

4 議事次第

- (1) 統計に対する国民の理解の促進
- (2) 統計ニーズの継続的な把握・活用
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 統計に対する国民の理解の促進

i) 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充

<審議の進め方について>

事務局から、資料1及び参考1に基づき、施行状況報告の概要等について、西村准教授から統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充について、それぞれ説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・審議協力者の現状分析・課題提起に同感であり、統計調査に関する理解を得るためにも、児童・生徒への統計教育は重要。教育現場では、指導要領の改訂もあり、教師の統計教育に対する関心は高まっているが、具体的な指導方法に苦慮しているのが現状。このため、8月に統計教育に知見を持つ大学教授や教育委員会と連携し、統計教育の教材提供に関する検討を行う予定。
- ・全国的にも統計教育に関する検討会などが開催されているが、継続的に実効性のある取組を進めるためには、出席者が毎回同じ顔振りにならないよう、裾野を広げる努力が必要である。
- ・最近は、「統計」というと教科書ではなく、ビジネス本が注目されている。公的教育

における統計教育に関しては、初等・中等教育も含めて、危機感を感じている。

- ・教科書に掲載する情報は限られている。児童・生徒が興味を持ち、問題解決に繋がるデータを使用すれば、統計教育の現状も改善するのではないか。
- ・有識者や教育委員会等と連携し、小・中学校向けの統計教育教材の作成・提供を行っている。
- ・学会でも統計教育の普及に取り組んでいる。地方の取組を含め、現在利用可能な統計教育教材の情報を集約し、学校の先生に配布することも考えられる。(廣松座長)
- ・出前講座で地元の産業のデータを使用した際は、子供にとって地元の再発見につながり好評だったと聞いている。
- ・身近なデータを使うのも、統計教育に興味を持たせる一つの方法。なお、出前講座については、学校側が丸投げするのではなく、共同して取り組むことが必要。
- ・統計を使った問題解決学習に取り組んだ経験の無い教師が大半。教員と統計に関する有識者や職員OB等が協力することが望ましい。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・現行基本計画に掲げられた統計教育の拡充については、教員に対する研修の実施や、各府省ホームページの見直しを通じた学習サイトの提供等の取組が進められているものと評価したい。
- ・次期基本計画においても、引き続き、統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充に対する取組を進めていく必要がある。具体的には、統計に関する有識者や職員OB等の人材を有効に活用するなどして、統計を用いた問題解決型のワークショップ型授業の推進や、統計データの活用能力を高める教材の作成・開発に向けた検討を進める必要があるのではないか。また、統計教育のカリキュラム及びコンテンツの開発に当たっては、学会や教育関係者等との連携についても検討する必要があるのではないか。

ii) 国民・企業への広報・啓発活動の充実

〈審議の進め方について〉

事務局から、資料1及び参考1に基づき、施行状況報告の概要等の説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・マンション管理団体への協力依頼は、効果があったと聞いている。企業に対しては、調査結果を何らかの形で還元するなど、調査に協力したことを実感させることが重要ではないか。
- ・県内に大きな企業がなく、類似の調査が何回も同じ企業に当たるため、説明に苦慮している。調査や調査事項の重複排除の取組も重要。
- ・経済センサスを始めとする大規模調査実施時には、関連団体等への協力依頼を実施したほか、経常調査については、今年からキャラクターの統一を図った。また、職員の能力を活用し、コストを抑えてホームページのリニューアルを実施した。
- ・協力依頼等他省と同様に行っており、それ以外の当省の独自の点としては、YouTube

に調査への協力依頼を掲載している。

- ・調査のしおりなどに調査の利活用例などを掲載している。また、関連団体に対する協力依頼を行っている。
- ・震災関係など、利用者の関心が高い調査結果については専用のホームページを立ち上げ、情報提供に努めている。また、調査結果を載せたパンフレットを配布し、客体への還元に努めているほか、期間を集中させた調査票の提出促進運動を実施している。
- ・関係協会等への協力依頼、調査票配布時に協力依頼文の同封、パンフレットの作成・配布、ホームページでの調査結果の情報提供を行っている。
- ・業界団体の中央組織に対する協力依頼だけでは、末端の調査客体まで周知されていないのが実態。協力依頼は、きめ細かく行っていただきたい。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・現行基本計画に掲げられた広報・啓発活動の充実については、各府省のホームページ等の見直しなど具体的な取組が進められているものと評価したい。
- ・次期基本計画においても、引き続き、国民・企業への広報・啓発活動の充実に対する取組を進めるとともに、各府省においては、国民・企業の統計調査に対する回答意識向上に向け、有効な広報・啓発活動を検討する必要があるのではないか。
- ・また、広報・啓発活動を行う上で、費用対効果が高まる工夫についても検討する必要があるのではないか。
- ・なお、業界団体等の取りまとめ組織への協力依頼については、多くの場合、中央組織から地方組織に伝わっていない現状を踏まえ、各府省において調査客体まで周知される取り組みを徹底する必要がある。

iii) 非協力者への対処方針

〈審議の進め方について〉

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について、総務省政策統括官室から統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方について、それぞれ説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・基幹統計について、回答義務があることが国民や企業に周知されていない。先ず、回答義務があることを周知すべきではないか。また、地方公共団体による告発は、体制面等からみて、事実上困難と考えている。
- ・非協力的な企業に対しては、企業名を公表することの方の効果が大きいと考える。
- ・告発と同様に非協力企業の企業名の公表についても、公表に踏み切るまでのステップをどの様に整理していくかを検討する必要がある。法制上の整理や企業名を公表する効果についても併せて検討すべきであろう。
- ・非協力企業名の公表は抑止力として働くかで、統計調査に積極的に協力してもらうという姿勢が良いのではないか。
- ・障害者の雇用率については、非協力的な企業名を公表という牽制効果で向上が図

られた経験もある。統計と同一視することはできないが、非協力企業名の公表は相当の牽制力が働くと思われる所以、検討する余地はあるだろう。

- ・海外では、告発等の手段を整備すると、その準備段階の督促により、回答率が向上した例もあると聞いている。非協力を抑制するという意味でも、検討する余地があるのでないか。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・現行基本計画に掲げられている非協力者への対処方針については、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を取りまとめるなど具体的な取組が進められているものと評価したい。
- ・次期基本計画においても、引き続き、報告者に統計調査に対する理解を求めるとともに、「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を基に、各府省が要領等を作成し、対処する必要があるのではないか。また、非協力事業者名の公表については、公的な場で議論されたことは一步前進である。法制上の整理等など、検討する余地もあるのではないか。
- ・なお、本件は、重要な事項であり、基本計画部会にも報告したい。

(2) 統計ニーズの継続的な把握・活用

<審議の進め方について>

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について、宮城県震災復興・企画部 山内統計課長から資料2に基づき、東日本大震災の経験から災害時における緊急ニーズについて、それぞれ説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・東日本大震災の際は、初期段階において、省・調査ごとに対応が区々となつたため、現場が混乱した。統一的な対処方針をまとめてほしい。
- ・東日本大震災では、住民基本台帳が津波で喪失したため、国勢調査の二次利用の手続を取っていただいて対応した。調査票情報については、国民の財産という観点からも、緊急事態の際の法制度面の検討も必要ではないか。
- ・災害時には、各人の自覚・判断力が重要である。マニュアルの作成、配布だけでは満足せず、日頃からのそのような自覚・判断力を養うような取組が必要である

【廣松座長による取りまとめ】

- ・未曾有の災害の中で、各調査実施者及び実査を担当する地方公共団体が正確な統計の提供等に努力されたことに、感謝を申し上げる。そのことを含め、現行基本計画に掲げられた緊急ニーズへの対応については、各府省において種々の具体的な取組が進められたものと評価したい。
- ・次期基本計画においても、引き続き、緊急ニーズに対応した取組を進めていく必要がある。また、未曾有の災害の中で、今回講じられた統計作成上の特別措置や、その措置に関連する国民への一元的な情報提供、欠測値の適切な補完集計等に関する今後の課題については、各府省において個別調査ごとに対応する

必要があるものと、府省横断的に対応する必要があるものとを整理し、今後の大規模災害発生時の対応に向けて検討する必要があるのではないか。

- ・なお、基本計画部会には、緊急ニーズに対応したマニュアルの作成に終わるのではなく、それを身につける日々の活動が重要という宮城県の意見についても報告することとしたい。

(3) その他

- ・今回審議する予定だった「統計ニーズの継続的な把握・活用」は、次回の会合で審議を行うことになった。
- ・次回の会合は、8月19日（月）の16時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第5回）議事概要

1 日 時 平成25年8月19日（月）16:00～18:30

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

廣松委員（座長）、樋口委員、竹原委員、椿委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、総務省統計研修所、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官ほか

4 議事次第

- (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用
- (2) 統計リソースの確保及び有効活用
- (3) 民間事業者の活用
- (4) 第3WGのとりまとめについて
- (5) その他

5 議事概要

- (1) 統計ニーズの継続的な把握・活用

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・統計利用者との意見交換は、今後も継続的に実施するのか。最近の意見交換は、対象が「統計ユーザー」中心となっているが、「報告者」、「地方公共団体」、「政策部局」等にも対象を拡大すべきではないか。
- ・統計利用者との意見交換会は、平成25年度も引き続き実施する方針。意見交換会の対象に制約はないので、統計委員会委員の先生方のご意見を伺いつつ、改善していきたい。
- ・統計ニーズに係るアンケートで得られた結果は、どのように活用されているのか。また、統計ニーズを把握するための総合的な窓口を設けることも必要ではないか。
- ・オーダーメード集計や匿名データの追加・年次拡大等の要望については、関係府省に提供し、改善を促しているところ。オーダーメード集計はニーズを踏まえ、かなり進んできたが、匿名データについてはニーズに応じた拡大が十分に図られていない

いことから、引き続き提供拡大の推進を図ることが必要と認識している。

また、近年は、アンケートの回答者数が伸び悩んでいることから、アンケートの内容を見直すとともに、総合的な窓口の設置要望への対応や、関係府省等の二次的利用提供窓口において把握しているユーザーから具体的な要望の情報共有等の仕組みづくりの検討も必要と考えているところ。

- ・e-Stat によるニーズ把握については、全体のアクセス数に比べて少ないことが課題。
フリーAnsweRの設問に対する回答率を高めるなど工夫の余地があるのではないか。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・統計委員会における統計利用者からの意見聴取、e-Stat を活用した統計ニーズに係るアンケートの実施等については、おおむね現行計画に沿って、具体的な取組が進められていると評価したい。
- ・一方で、統計利用者との意見交換は、対象者の範囲拡大を図るなど活性化に向けた検討が必要である。また、統計のニーズに係るアンケート調査についても、各府省が個別に把握している統計や二次的利用のニーズの情報共有や、各種窓口の連携強化など更なる充実を図ることが必要である。
- ・e-Stat によるニーズ把握については、e-Stat そのものの使いやすさに関する意見を把握できる設問を設けることや、フリーAnsweRの設問を回答しやすくするなどの工夫が必要である。

（2）統計リソースの確保及び有効活用

i) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

事務局から資料 1に基づき、施行状況報告の概要等について、総務省政策統括官室から専門家集団の編成について、総務省統計局から資料 2－1に基づき、総務省統計局・統計研修所・（独）統計センターにおける研究について、それぞれ説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・統計局、統計研修所、及び独立行政法人統計センターにおいては、研究機能向上に向けた一体的な取組を行うとのことだが、どの様な相乗効果を期待しているのか。また、将来的に新たな枠組みも考えているのか。
- ・統計の作成・提供に当たっては、調査の企画・実施から集計・提供までの業務が関連して行われているため、関係者間の調整が必要である。このため、それぞれの業務に関する研究を個別に行なうのではなく、一体的に行なうことが望ましい。将来的な枠組みとしては、三機関が一体となって、密接な連携を図ることが可能な体制が維持されることが重要と認識している。
- ・統計の専門家集団の編成について「実施困難」との自己評価は妥当と考えるが、中長期的には、政府内において、統計に精通した職員の育成機能を強化していくことが必要ではないか。

- ・統計研修所では、各府省や大学等研究機関と共同研究を行うことも検討しているのか。
 - ・統計研修所の研究は、従来は研修に資するものが中心だったが、10年ほど前から統計の高度利用に関する研究を外部の研究者と共同で実施している。今後は、高度化するICTや統計業務を踏まえつつ、実務に役立つ研究、たとえば調査方法論を中心とする研究などを統計局や統計センター、各府省及び大学等の研究機関などと連携して進めたい。
 - ・統計研修所の研究機関としてのリソースの現状は、どのようにになっているのか。
 - ・統計研修所は研修を中心に行う機関であり、現行の組織令では研究機関とはされていないため、研究面のリソースは厳しい。各府省や大学等の関係機関との協力、研修所のリソースの質・量の充実を図っていくことが必要と考えている。
 - ・統計局、統計研修所及び統計センターが一体となった研究を進めていくことは、相乗効果のメリットがあると考えられる。一方、他府省で発生している問題点を解決していく機能の充実も求められていくと思われる。統計局のみならず、他府省や研究機関等との人事交流の現状はどうなっているか。
- 手元に資料が無いので正確な回答は出来ないが、関係府省等の人事交流は現在も行っている。また、統計センターでは他府省から受託製表をおこなっており、委託機関の集計に関する相談にも応じており、他府省との集計知識や技術の共有が図られていると考える。
- ・統計センターは政府統計共同利用システムの運用管理、統計データの二次的利用の受託、ビジネスレジスターの運用管理など重要な業務を担っている。統計センターの役割を考えると、統計の信頼性が確保できるように対応する必要がある。

ii) 既存統計の見直し・効率化

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について、説明が行われたものの、特段の意見は見られなかつたため、座長より、「既存統計の見直し・効率化」、「基本計画の実施に必要な統計リソースの確保」、「各府省における予算及び定員面の情報共有・調整の場の設置」及び「府省横断的な基幹統計調査実施のための総務省統計局の機能等の最大の活用と関係府省との協力」について、現行の基本計画に沿った内容で取組が進められており、継続実施と評価。

iii) 「地方公共団体を経由する必要がある調査の精査、見直し」等

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について、説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・地方公共団体を経由する調査について、企業を対象にしている調査と世帯を対象にしている調査に大別できるが、企業系調査は民間事業者の活用を推進し、地域に密着した世帯系調査は地方公共団体経由を維持するなど、調査対象も勘案した検討が必要ではないか。

- ・平準化の問題は人材確保の問題に関係しており、特に町村では財源の都合上、調査員の確保が難しく、現場の負担が大きい。
- ・例えば、平成26年に実施を予定している特定サービス産業の実態調査は、都道府県経由の調査員調査から郵送調査へと調査方法を変更するなど、地方公共団体の負担軽減にも配慮した見直しを進めており、今後とも地方公共団体とも調整を行い、理解を得るように努めたい。
- ・民間事業者を調査に活用した際、報告者である企業側が回答することに対して不安を抱くということもあるという話もある。報告者や地方公共団体の負担に配慮しつつ、調査方法を検討することが重要である。
- ・国の統計調査の結果は、地方公共団体においても活用されている重要なデータであり、現行計画にも盛り込まれているように、国と地方公共団体が連携・共働して取り組むことが必要
- ・平成28年度も複数の大規模調査の実施が見込まれていることから、地方公共団体の事務が輻輳し、年間の業務量に大きな波動が生じることを危惧。今後も年毎・月毎の業務量の平準化に配慮し、調査実施時期等の調整を図ることが必要
- ・市町村は統計関係職員の人材確保も困難になってきていることから、業務量の平準化を進めることが重要。
- ・統計の質の確保という観点からも、中長期的な調査時期の見直しによる業務量の平準化に取り組むことが必要
- ・地方表章に関しては、労働力調査や家計調査については都道府県ごとに調査結果を利用できるような標本設計をしていただきたい。
- ・第2WGにおいて、表章の充実について審議されているが、都道府県別の表章を可能とするためには、多くの調査対象者や都道府県の負担を増加させることになるため、これらの負担の増加に配慮しつつ、表章の充実を図ることが必要との議論
- ・予算等の現状を考慮すると、調査票を集計した結果の直接的な利用のみならず、推計の活用についても検討が必要

iv) 「統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直し」等事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について、説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・職員の高齢化に伴い単価が増加しており、地方公共団体側の持ち出しが増えているので引き続き取組をお願いしたい。また、配置実態を反映し、交付対象範囲を専務的非常勤等にも拡大してほしい。更に、調査業務の見直しを通じた職員の業務負担軽減にも取り組んでほしい。
- ・地方公共団体における実査体制の維持・整備に関して、国から都道府県に働き掛けてほしい。
- ・来年度は大規模調査が輻輳することから、各府省連名で人員確保に関する支援文

を発出している。都道府県から更なる要請があれば、対応を検討する。

- ・統計専任職員の対象範囲について、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めることについて検討を行っているとのことであるが、検討状況はどのようにになっているのか。
- ・再任用職員でフルタイム勤務の人は対象にしてきたが、再任用短時間勤務者を国費弁済の対象になるのかを今年度から2年間かけて試行検証しているところ。この検証結果や各都道府県の意見を踏まえ具体的な検討を実施する予定。

v) 総務省統計研修所の研修機能充実について

総務省統計研修所から資料2-2に基づき、統計研修所における研修について、説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・統計研修所の受講者は毎年900名程度とのことであるが、その内訳はどのようにになっているのか。また、受講者が、受講内容を職場で活用できているかについてフォローアップ等を行っているのか。
- 平成24年度は、本科が20名程度、特別講座が約650名、専科が約450名で合計1100名超の受講実績となっている。修了者は、職場に戻ってそれぞれの分野で活躍されていると思う。今後は、研修・研究に関連する情報について、修了者への積極的な情報提供を行っていきたい。
- ・受講者の要望・評価を把握し、カリキュラムの見直し等に活用することも必要
- ・統計研修所においては、他府省における人材育成プログラムの作成支援や出張研修等の支援を実施することも可能か。
- ・すべての要望に応じることは現状ではリソース面で困難であるが、引き続き可能な限り対応したいと考えているところ。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・全般的には、おおむね現行の基本計画に沿った取組が進めており、今後も継続的な取組が必要と評価。今後は、取り組みの更なる定着を図るとともに、充実方策についても検討が必要
- ・専門家集団を編成し、新たな統計の作成・提供等を支援する取組については、専門家集団の編成に替えて、総務省統計研修所等における研究機能の充実を図るとともに、その研究機能を各府省の支援に活用するなど、既存組織・機能を活用する方向で検討することが現実的な対応
- ・地方公共団体の統計部局は、公的統計の作成・提供に重要な役割を担っており、引き続き国と地方の連携を強化し、その機能維持を図ることが必要。この機能維持を図る観点から、①地方公共団体を経由する必要がある調査については、調査対象も

- 勘案した適切かつ効率的な調査方法の検討、②業務量を平準化するための中長期的な取組、③地方表章の充実に向けた更なる国の支援等を検討することが必要
- ・国・地方公共団体の統計職員等の人材育成・確保については、重要な役割を担っている総務省統計研修所における研修内容の充実及び人材育成支援のための機能拡充を検討することが必要

(3) 民間事業者の活用

事務局から資料1に基づき、施行状況報告の概要等について説明が行われた。主な意見等は、次のとおり。

- ・統計調査員を含めた実査業務については、民間事業者の活用が進んでいないのではないか、企業系の実査業務については、積極的に民間事業者の活用を進め、地方公共団体の負担軽減を図ってほしい。
- ・民間事業者のノウハウ・リソースを積極的に活用し、地方公共団体の負担軽減を図ることは、各府省の共通的な認識。一方で、各府省を構成員とする民間事業者活用WGにおいては、民間事業者の活用が当該企業の情報流出に繋がるのではないかと懸念する企業の存在や、民間事業者の調査員は大規模周期調査に対応できるほど整備されていない現状も報告されており、これら懸念の払拭や民間事業者の体制等を踏まえつつ、活用の推進を図ることが必要
- ・統計の評価を通じた見直し・効率化の審議の際、統計のプロセス保証の導入についても検討を開始するよう取りまとめたが、プロセス保証の検討結果を活用することで、適正な仕様書の作成等を行い、民間事業者の活用を図っていくという理解か。
- ・各府省と協力し、統計のプロセス保証の検討結果を元に適正な仕様書の作成等を行い、民間事業者の活用を図っていくため、現行のガイドラインにプロセス評価の考え方を導入する方向で検討したいと考えている。

【廣松座長による取りまとめ】

- ・民間事業者の活用については、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」の改定、民間事業者団体との意見交換等、おおむね現行の基本計画に沿った取組が進められているが、取り組みの更なる充実を図ることが必要と評価する。

(4) 第3WGのとりまとめについて

事務局から、取りまとめのイメージ図と第3WGで審議した項目の審議結果整理票の1例を提示した。審議結果整理票については、本日審議した項目も合わせて第3WG分の全項目の審議結果整理票を作成し、委員に、メールで意見照会することになった。

次回の第6回の第3WGでは、審議結果整理票に対する委員のご意見を踏まえた整理票を提示し、審議を行うこととした。

(3) その他

- ・次回の会合は、9月2日（月）の16時から開催する予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>